㈢　公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるところにより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないものとした。（第五条の四第三項関係）

4　個人情報の取扱い

公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、5の㈡の特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないものとした。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではないものとした。（第五条の五第一項関係）

5　特定募集情報等提供事業の届出等

㈠　「特定募集情報等提供」について、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供をいうものと定義することとした。（第四条第七項関係）

㈡　「特定募集情報等提供事業者」について、㈢の届出をして特定募集情報等提供事業を行う者をいうものと定義することとした。（第四条第一一項関係）

㈢　特定募集情報等提供事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならないものとした。（第四三条の二第一項関係）

㈣　特定募集情報等提供事業者は、㈢により届け出た事項に変更があったとき又は㈢の届出に係る特定募集情報等提供事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとした。（第四三条の二第二項及び第三項関係）

㈤　特定募集情報等提供事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業に係る事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとした。（第四三条の五関係）

6　特定募集情報等提供事業者の報酬受領の禁止

特定募集情報等提供事業者は、その行った募集情報等提供に係る労働者の募集に応じた労働者から、当該募集情報等提供に関し、いかなる名義でも、報酬を受けてはならないものとした。（第四三条の三関係）

7　募集情報等提供事業を行う者の事業情報の公開

募集情報等提供事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の募集に関する情報の的確な表示に関する事項、苦情の処理に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行うように努めなければならないものとした。（第四三条の六関係）

8　募集情報等提供事業を行う者による苦情の処理

㈠　募集情報等提供事業を行う者は、労働者になろうとする者、労働者の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者から申出を受けた事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならないものとした。（第四三条の七第一項関係）

㈡　募集情報等提供事業を行う者は、㈠の目的を達成するために必要な体制を整備しなければならないものとした。（第四三条の七第二項関係）

9　特定募集情報等提供事業者の秘密を守る義務等

㈠　職業紹介事業者等に加え、特定募集情報等提供事業者及び当該事業者の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとした。特定募集情報等提供事業者及び当該事業者の従業者でなくなった後においても、同様とした。（第五一条第一項関係）

㈡　職業紹介事業者等に加え、特定募集情報等提供事業者及び当該事業者の従業者は、その業務に関して知り得た個人情報等を、みだりに他人に知らせてはならないものとした。特定募集情報等提供事業者及び当該事業者の従業者でなくなった後においても、同様とした。（第五一条第二項関係）

10　指針

厚生労働大臣は、3に定める事項に関し、職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者等が適切に対処するために必要な指針を公表するものとした。（第四八条関係）

11　事業者団体等の責務

㈠　職業紹介事業者又は募集情報等提供事業を行う者を直接又は間接の構成員とする団体は、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求職者又は労働者になろうとする者の保護が図られるよう、構成員に対し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならないものとした。（第四七条の三第一項関係）

㈡　国は、㈠の団体に対し、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求職者又は労働者になろうとする者の保護に関し必要な助言及び協力を行うように努めるものとした。（第四七条の三第二項関係）

12　指導監督

㈠　厚生労働大臣による改善命令の対象に、募集情報等提供事業を行う者を加えることとした。（第四八条の三第一項関係）

㈡　厚生労働大臣は、特定募集情報等提供事業者が4の個人情報の取扱い、6の報酬受領の禁止、9の秘密を守る義務等又は㈠の改善命令に違反したときは、期間を定めて当該特定募集情報等提供事業の全部又は一部の停止を命ずることができるものとした。（第四三条の四関係）

㈢　厚生労働大臣に対する申告の対象に、募集情報等提供事業を行う者を加えることとした。（第四八条の四関係）

㈣　行政庁による立入検査の対象に、募集情報等提供事業を行う者を加えることとした。（第五〇条第二項関係）

㈤　政府が行う指導監督の対象から、募集情報等提供事業を行う地方公共団体を除くこととした。（第四三条の九関係）

13　その他

㈠　公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で募集情報等提供を行った者又はこれに従事した者について、一年以上一〇年以下の懲役又は二〇万円以上三〇〇万円以下の罰金に処するものとした。（第六三条第二号関係）

㈡　12の㈡の事業の停止の命令に違反した者について、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処するものとした。（第六四条第九号関係）

㈢　6の報酬受領の禁止に違反した者、5の㈢の届出をしないで特定募集情報等提供事業を行った者又は虚偽の広告をなし、若しくは虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った者若しくはこれらに従事した者について、六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処するものとした。（第六五条第六号、第七号及び第九号関係）

㈣　5の㈢の届出をする場合において虚偽の届出をした者又は5の㈣の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者について、三〇万円以下の罰金に処するものとした。（第六六条第七号及び第八号関係）

㈤　職業紹介事業の許可の欠格事由について所要の改正を行うこととした。（第三二条関係）

三　職業能力開発促進法の一部改正関係

1　キャリアコンサルティングの機会の確保

㈠　事業主は、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため必要に応じ講ずる措置として行うキャリアコンサルティングの機会の確保について、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の求めに応じて行うこととし、また、キャリアコンサルタントを有効に活用するように配慮するものとした。（第一〇条の三関係）